

基発第 0604002 号
平成 14 年 6 月 4 日

都道府県労働局長 殿

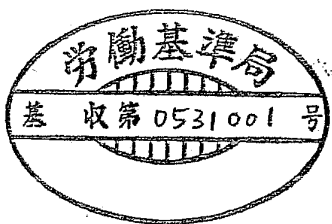
厚生労働省労働基準局長

「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正

司法警察職員が検察庁に対して前科照会を行う場合には、前科照会書の写し一部を添付することとされたこと、これに伴い、前科照会書の注意書き「2」が新たに設けられたことについて、別添のとおり、最高検察庁次長検事から平成 14 年 5 月 29 日付け最高検企第 117 号「『司法警察職員捜査書類基本書式例』の一部改正について」の通知があったので、今後の取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、新様式の施行期日は平成 14 年 6 月 20 日であるが、同日現在において、改正前の様式による用紙が残存している場合には、同日以降においてもこれを使用して差し支えないものであるが、その場合においても写し一部を添付すること。

別 添

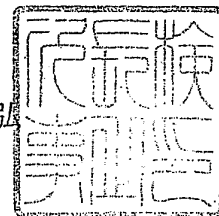


最高検企第 1 1 7 号

平成 1 4 年 5 月 2 9 日

厚生労働省労働基準局長 殿

次長検事 松 尾 邦 弘



「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（依頼）

標記基本書式例の一部が改正され、別添のとおり検事総長指示が発せられたので、貴管下司法警察職員に対し伝達方お取り計らい願いたく、依頼します。

なお、改正点及び経過措置は下記のとおりですので、併せて伝達願います。

記

第 1 改正点

従前、司法警察職員が検察庁の犯歴係事務官に対して行う前科照会は、前科照会書（様式第 4 9 号）によって行い、照会を受けた検察庁において、同一書面中の前科回答書に所要の事項を記入して、前科調書を添付するなどして回答していたものである。しかし、この方法では、前科照会書及び回答書とも、司法警察職員に返戻されるため、照会を受けた検察庁において、前科照会の有無や照会者等を事後的に把握することができない。そこで、最近における個人情報保護等の観点から、前科照会を受けた検察庁において前科照会の有無等の事実を事後的に確認することができるようにするため、司法警察職員が検察庁に対して前科照会を行う場合には、その写し一部を添付することとしたものであり、そのため、前科照会書の注意書き「2」が新たに設けられたものである。

第 2 経過措置

施行日現在において、改正前の様式による用紙が残存している場合には、施行日以降においてもこれを使用して差し支えないこととする。

別添

最高検企第116号

平成14年5月29日

司法警察職員 殿

検事総長 原 田 明 夫

「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（指示）

平成12年3月30日付け最高検企第54号当職指示「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部を下記のとおり改正し、平成14年6月20日から施行する。

刑事訴訟法第193条第1項により指示する。

記

司法警察職員捜査書類基本書式例中様式第49号を次のように改める。

前科照会書

年 月 日

地方検察庁 殿

警察署 ⑩

下記の者の前科を調査の上、回答されたく照会します。

記

本籍又は国籍

氏 名

年 月 日生

外国人登録 年 月登録 No.

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

- (注意) 1 道交裁判の前科について調査を要する場合には、その旨を付記すること。
2 写し一部を添付すること。

前科回答書

年 月 日

警察署 殿

上記の者の前科につき、下記のとおり回答します。

記

別紙前科調書（ ）のとおり

前科不見当

(取扱者印)

(注意) □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

(用紙 日本工業規格A4)